

山本食品工業株式会社に対する通知書による警告の実施について②

令和元年 12 月 19 日

既報の通り、岩下食品株式会社（本社：栃木県栃木市、代表取締役社長：岩下 和了、以下「当社」といいます。）は、山本食品工業株式会社（本社：埼玉県行田市、以下「山本食品工業」といいます。）に対し、山本食品工業が販売する一部商品のパッケージデザインが、当社が販売する「岩下の新生姜」の一部商品のパッケージデザインと複数の点で同一であることを指摘し、山本食品工業の一部商品の商品名称及びパッケージデザインの使用停止を求める通知書を、令和元年 11 月 20 日付で送付致しました。

これに対し、令和元年 11 月 28 日に山本食品工業からの回答書を受領しましたが、山本食品工業の一部商品が当社商品との混同を生じさせているという当社通知書の主旨に対し、回答書内容は、これを全面的に否定するものであり、当社にとって到底納得できるものではありませんでした。

これに伴い、引き続き当社ブランド価値のこれ以上の毀損・希釈化を防止するため、本回答書に対する通知書を令和元年 12 月 19 日付けにて再度送付致しましたことをお知らせ致します。

今後も当社はお客様に質の高い価値ある当社商品をお届けすべく、顧客サービスの向上と当社ブランド価値の維持研鑽に努めてまいります。

なお、本件についてのお問い合わせは、引き続き下記にお願い申し上げます。

弁護士法人内田・鮫島法律事務所
岩下食品株式会社代理人
弁護士・弁理士 森下 梓

〒105-0001
東京都港区虎ノ門二丁目 10 番 1 号
虎ノ門ツインビルディング東棟 16 階
TEL：03-5561-8550（代表）
FAX：03-5561-8558